

改正

令和7年1月6日告示第3号

樫原市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭及び妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対し、訪問支援員が居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする子育て世帯訪問支援事業（以下「事業」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(実施主体等)

第2条 事業の実施主体は、樫原市とする。

2 市長は、支援対象者、事業の内容及び利用者負担額に係る事項を除き、事業の一部について、事業を適切に提供できると認められる事業者（以下「委託業者」という。）に委託することができるものとする。

(対象者)

第3条 事業の対象者（以下「支援対象者」という。）は、市内に住所を有し、児童（満18歳未満の者をいう。以下同じ。）、保護者若しくは妊婦からの相談又は庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供、相談等により把握され、事業による支援が必要であると市長が認めた、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者

(2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者

(3) 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦

(4) その他事業による支援が必要と市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）その他の法令に基づき実施される事業において訪問支援を受けることができる者は、当該訪問支援を優先して利用するものとし、当該訪問支援を利用できない場合に限り、支援対象者と認めるものとする。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、支援対象者のいる家庭を訪問支援員が訪問し、次の各号に掲げる支援のいずれか又は全てを行うものとする。

(1) 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行支援等）

(2) 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等）

(3) 子育て等に関する不安や悩みの傾聴等

(4) 地域の母子保健施策、子育て支援施策等に関する情報提供

(5) 支援対象者及び児童の状況及び養育環境の把握並びに市への報告

(訪問支援員)

第5条 市は、訪問支援員に対し、事業の目的、内容、支援の方法、個人情報の適切な管理、

守秘義務等について、家庭訪問の同行や支援場面を想定した実技指導等を組み込む等、訪問の内容及び質の向上に努めた研修を実施しなければならない。

2 事業を行う訪問支援員は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 前項の研修を修了した者。ただし、当該研修の内容のうち、他の研修等の修了をもって習得できると市長が判断した部分については、他の研修等の修了をもって、当該研修を修了したものとみなす。

(2) 次のいずれにも該当しない者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

（利用時間等）

第6条 事業を利用できる時間は、橿原市の休日を定める条例（平成元年橿原市条例第2号）

第1条に規定する市の休日を除く日の午前8時から午後6時までとし、1日当たり2時間を上限とする。ただし、緊急かつやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

2 事業を利用できる回数は、1週につき2回を上限とする。ただし、緊急かつやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

3 事業を利用できる世帯区分ごとの上限時間は、別表第1のとおりとする。

（利用申請）

第7条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、橿原市子育て世帯訪問支援事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（利用承認）

第8条 市長は、前条に規定する利用の申請があったときは、その内容を審査し、利用の承認又は不承認を決定し、橿原市子育て世帯訪問支援事業利用承認通知書（様式第2号）又は橿原市子育て世帯訪問支援事業利用不承認通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（利用措置等）

第9条 市長は、事業の利用が必要と認められる者に対して、その利用を勧奨し、及びその利用ができるよう支援しなければならない。

2 市長は、前項に規定する者が、同項の規定による勧奨及び支援を行っても、なおやむを得ない事由により当該勧奨及び支援に係る事業を利用することが著しく困難な者（以下「被措置者」という。）であると認めるときは、当該被措置者に対して、利用の措置を行うことができる。

3 市長は、前項に規定する利用の措置を行うことを決定したときは、橿原市子育て世帯訪問支援事業利用措置決定通知書（様式第4号）により、被措置者に通知するものとする。

（利用の取消し）

第10条 市長は、第8条に規定する利用の承認又は前条に規定する利用の措置決定により事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用の承認又は利用の措置決定を取り消すものとする。

(1) 第3条第1項各号に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) その他市長が不適当と認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により当該利用の承認又は利用の措置決定を取り消したときは、檀原市子育て世帯訪問支援事業利用取消通知書（様式第5号）により、当該利用者に通知するとともに、当該利用に係る事業が委託により行われているときは、その旨を委託業者に通知するものとする。

（利用者負担額）

第11条 利用者は、事業の利用に要した費用の一部（以下「利用者負担額」という。）を別表第2に定めるとおり負担しなければならない。ただし、第9条に規定する措置による利用の場合の利用者負担額は、無料とする。

- 2 利用者は、前項に規定する利用者負担額とは別に、食材料費、光熱水費その他実費等を負担するものとする。

（費用の減額又は免除）

第12条 市長は、特別な事情があると認められる場合は、前条第1項に規定する利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

（チケットの交付等）

第13条 市長は、第11条第1項に規定する利用者負担額の支払を受けたとき（利用者負担額が0円となる利用者及び第9条に規定する利用の措置の決定を受けた被措置者については、申し出があったとき）は、子育てサポート事業（家事支援）チケット（以下「チケット」という。）を利用者に交付するものとする。

- 2 利用者は、サービスの利用時に市長（当該利用に係る事業が委託により行われているときは、委託業者）にチケットを提出するものとする。

（利用者負担額の返還等）

第14条 利用者は、利用しなかったチケット分の利用者負担額の返還を希望する場合又は利用者負担額に変更が生じ、交付済みのチケット（未利用のものに限る。）分の利用者負担額の返還を希望する場合は、当該チケットに記載の有効期間の満了の日（第10条第1項の規定により利用の承認又は利用の措置決定を取り消された場合は、当該取消しの日）の翌日から起算して2か月を経過する日までに、檀原市子育て世帯訪問支援事業利用者負担額返還申請書兼請求書（様式第6号）を、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請及び請求があったときは、速やかに審査し、適当と認めた場合は利用者に負担金を返還しなければならない。

（個人情報の保護）

第15条 市長は、利用者及びその家族のプライバシーに配慮し、個人情報の保護に適切な方策を講じるとともに、委託事業者に対しても個人情報の保護に係る各種法令の規定を遵守させ、個人情報保護の措置を講じているか確認しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則（令和7年1月6日告示第3号）

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。

- 2 この要綱による改正後の檀原市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第6条第1項の規定は、この要綱の実施の日（以下「実施日」という。）以降に実施する事業について適用し、実施日前に実施した事業については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の実施の際、現に改正前の橿原市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第8条の規定に基づき承認を受けている子育て世帯訪問支援事業の利用時間の上限時間は、この要綱による改正後の橿原市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第6条第3項により決定したものとみなす。

別表第1（第6条関係）

	世帯区分			
	妊婦がいる世帯	生後7か月になる前日までの児童を養育している世帯	生後7か月以降の児童を養育している世帯	左記以外の世帯及び市長が特別に認める世帯
事業を利用できる世帯区分ごとの上限時間	妊娠した日から出産前日までの間において10時間	出産した日から起算して7か月を経過する前日までの間において10時間	第8条による承認の日から起算して6か月を経過する日までの間において10時間	当該家庭の状況により、市長が別に定める時間

備考

- 1 申請日時点で妊娠中の胎児を含めた末子を基準とする。
- 2 生後7か月までの児童を養育している世帯及び生後7か月以降の児童を養育している世帯について、前項に規定する末子が双子又はその他養育上必要と市長が認める場合は、事業を利用できる上限時間に、それぞれ10時間を加算することができる。

別表第2（第11条関係）

世帯区分	利用者負担額（1時間当たり）
生活保護受給世帯及び市町村民税非課税世帯	0円
上記以外の世帯	300円

様式第1号（第7条関係）